平成28年11月7日開会 (農地部会)

雲仙市農業委員会会議録

雲仙市農業委員会

第11回農地部会議事録

1 招集日 平成28年11月7日(月)

2 開会日時及び場所

平成28年11月7日(月) 午後1時56分

雲仙市役所本庁舎別館3階防災対策室

3 閉会日時 平成28年11月7日(月) 午後3時13分

4 委員氏名

(1)出席者(15名)

 3番 大島 忠保
 4番 渡部
 篤
 7番 渡辺 勝美
 8番 本田 岩勝

 9番 林田
 剛
 10番 横田 晴喜
 11番 松尾 文昭
 14番 吉田 良一

16番 森﨑 茂德 18番 内田 弘幸 24番 草野 定 28番 田浦 則利

33番 渡邉 茂徳 34番 馬場 保 36番 川内 幸徳

(2) 欠席者 (3名)

1番 水口 正好 15番 平野 利光 32番 鵜殿 徳康

(3)部会長の求めにより出席した委員(1名)

35番 小筏 正治

5 議事に参与した者

事務局長 江口 秀司

参 事 清水 友秀

課長補佐 増冨 浩彦

嘱 託 大石由紀子

嘱 託 松田亜希子

6 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 議案第63号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第3 議案第64号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第65号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第5 議案第66号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定

について

日程第6 議案第67号 農業経営基盤強化促進法第15条に基づく農業委員会による農用地

の利用関係の調整に関する手続き規程に基づく調整委員の指名につ

いて

日程第7 議案第68号 農用地利用配分計画(案)に係る意見聴取について

日程第8 議案第69号 土地改良事業に参加する資格について

午後1時56分開会

- **〇事務局長(江口 秀司君)** 農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に達しております。 部会長に開会をお願いいたします。
- ○議長(馬場 保君) 改めまして、皆さんこんにちは。ご多用の中ご参集いただきまして、ありがとうございます。それでは進めたいと思います。

ただいまから平成28年第11回雲仙市農業委員会農地部会を開会いたします。各委員の協力 方よろしくお願いいたします。

本日の付議すべき事項として、議案第63号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案第64号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案第65号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案第66号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について、議案第67号農業経営基盤強化促進法第15条に基づく農業委員会による農用地の利用関係の調整に関する手続き規程に基づく調整委員の指名について、議案第68号農用地利用配分計画(案)に係る意見聴取について、議案第69号土地改良事業に参加する資格について、以上7件を付議します。

議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名をしてから起立しマイクを通して発言 してください。また、携帯電話は電源をお切りになるかマナーモードに設定くださいますようお 願いいたします。

早速、議事に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は会議規程第12条の規定により、33番、渡邉茂徳委員、4番、渡部篤委員 両委員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第63号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

〇事務局(大石 由紀子君)

(議案第63号について議案書をもとに説明)

これらの案件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当するような事実はないと思われます。

以上です。

- O議長(馬場 保君) 受付番号48番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。渡邉委員。
- ○委員(33番 渡邉 茂徳君) 議席番号33番、渡邉です。農地法第3条第1項の規定による 許可申請の受付番号48番については、後継者へ贈与する案件です。農地法第3条第2項に該当 するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。 以上です。
- ○議長(馬場 保君) 受付番号48番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長(馬場 保君) ご質疑がないようですので、議案第63号、受付番号48番は許可相当と 認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

- ○議長(馬場 保君) ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。 次に、受付番号49番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。吉田委員。
- ○委員(14番 吉田 良一君) 議席番号14番、吉田です。農地法第3条第1項の規定による 許可申請の受付番号49番については、自作地の隣接地を買い受ける案件です。農地法第3条第 2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。 以上です。
- ○議長(馬場 保君) 受付番号49番について、ご質疑がありましたらお願いします。

[「なし」と言う者あり]

○議長(馬場 保君) ご質疑がないようですので、議案第63号、受付番号49番は許可相当と 認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

- ○議長(馬場 保君) ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。 次に、受付番号50番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。吉田委員。
- ○委員(14番 吉田 良一君) 議席番号14番、吉田です。農地法第3条第1項の規定による 許可申請の受付番号50番については、自宅周辺の農地を買い受ける案件です。農地法第3条第 2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。 以上です。
- ○議長(馬場 保君) 受付番号50番について、ご質疑がありましたらお願いします。

○議長(馬場 保君) ご質疑がないようですので、議案第63号、受付番号50番は許可相当と 認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

- ○議長(馬場 保君) ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。 次に、受付番号51番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。渡邉委員。
- ○委員(33番 渡邉 茂徳君) 議席番号33番、渡邉です。農地法第3条第1項の規定による 許可申請の受付番号51番については、後継者へ贈与する案件です。農地法第3条第2項に該当 するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。 以上です。
- ○議長(馬場 保君) 受付番号51番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長(馬場 保君) ご質疑がないようですので、議案第63号、受付番号51番は許可相当と 認めることにご異議ありませんか。

- ○議長(馬場 保君) ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。 次に、受付番号52番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。渡邉委員。
- ○委員(33番 渡邉 茂徳君) 議席番号33番、渡邉です。農地法第3条第1項の規定による 許可申請の受付番号52番については、耕作利便のため譲り受ける案件です。農地法第3条第2 項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。 以上です。
- **〇議長(馬場 保君)** 受付番号52番について、ご質疑がありましたらお願いします。森﨑委員。
- ○委員(16番 森崎 茂徳君) 16番、森崎です。今度、譲り受ける人が、保全管理が非常に 多いようですけれども、譲り受けた土地も、また、保全管理になるんじゃないかなと思いますが、 どうでしょう。
- ○議長(馬場 保君) 事務局、お願いします。
- **○課長補佐(増富 浩彦君)** 譲受人と譲渡人との間に以前から、未相続の農地のため名義を変えられなかったんですが、相続手続きが済み、今回の申請になっています。譲受人が、そこは耕作しているということで聞いております。
- ○委員(16番 森﨑 茂徳君) わかりました。
- ○議長(馬場 保君) 森﨑委員より質問がありましたが、ほかにご質疑はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長(馬場 保君) ほかにご質疑がないようですので、議案第63号、受付番号52番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

- ○議長(馬場 保君) ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。 次に、受付番号53番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。草野委員。
- ○委員(24番 草野 定君) 議席番号24番、草野です。農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号53番については、後継者であるおいへ贈与する案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。以上です。
- ○議長(馬場 保君) 受付番号53番について、ご質疑がありましたらお願いします。

[「なし」と言う者あり]

○議長(馬場 保君) ご質疑がないようですので、議案第63号、受付番号53番は許可相当と 認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

- ○議長(馬場 保君) ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。 次に、受付番号54番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。草野委員。
- ○委員(24番 草野 定君) 議席番号24番、草野です。農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号54番については、経営規模拡大のため農地を取得される案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。以上です。
- ○議長(馬場 保君) 受付番号54番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長(馬場 保君) ご質疑がないようですので、議案第63号、受付番号54番は許可相当と 認めることにご異議ありませんか。

- ○議長(馬場 保君) ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。 次に、受付番号55番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。田浦委員。
- ○委員(28番 田浦 則利君) 議席番号28番、田浦です。農地法第3条第1項の規定による

許可申請の受付番号55番については、後継者に贈与する案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長(馬場 保君) 受付番号55番について、ご質疑がありましたらお願いします。

[「なし」と言う者あり]

○議長(馬場 保君) ご質疑がないようですので、議案第63号、受付番号55番は許可相当と 認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

- ○議長(馬場 保君) ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。 次に、受付番号56番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。川内委員。
- ○委員(36番 川内 幸徳君) 議席番号36番、川内です。農地法第3条第1項の規定による 許可申請の受付番号56番については、現在、借り受け中の農地を買い受ける案件です。農地法 第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。 以上です。
- ○議長(馬場 保君) 受付番号56番について、ご質疑がありましたらお願いします。

[「なし」と言う者あり]

○議長(馬場 保君) ご質疑がないようですので、議案第63号、受付番号56番は許可相当と 認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

- ○議長(馬場 保君) ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。
 次に、日程第3、議案第64号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。
- 〇事務局 (大石 由紀子君)

(議案第64号について議案書をもとに説明)

これらの案件につきましては、農地法第4条第2項各号に該当するような事実はないと思われます。

以上です。

- ○議長(馬場 保君) 受付番号8番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。吉田委員。
- **○委員(14番 吉田 良一君)** 議席番号14番、吉田です。農地法第4条第1項の規定による 許可申請の受付番号8番について、申請人は、農業用資材置場への転用を計画されております。

申請地は、農振白地であり、おおむね10~クタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地であると考えられますが、転用目的が農業用資材置場であることから、例外的に許可をすることができる案件であると思われます。農地法第4条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題もありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

- ○議長(馬場 保君) 受付番号8番について、ご質疑がありましたらお願いします。森﨑委員。
- **〇委員(16番 森崎 茂徳君)** この写真から見ると、隣に家が建っているようですけれども。
- ○議長(馬場 保君) 事務局、よろしいですか。
- **○課長補佐(増富 浩彦君)** 牛舎のことをおっしゃっていますか。左側は、以前、転用許可を受けて地目変更がされていないだけで、転用許可を取って牛舎にされています。
- **○委員(16番 森﨑 茂徳君)** この図面だけが、そのままということですか。
- 〇課長補佐(増富 浩彦君) そうです。
- ○委員(16番 森﨑 茂徳君) そういう意味ですか。
- **〇課長補佐(増富 浩彦君)** 地目変更をしていないだけで、転用許可は取ってあります。
- ○委員(16番 森﨑 茂徳君) わかりました。
- ○議長(馬場 保君) ほかにご質疑はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長(馬場 保君) ほかにご質疑がないようですので、議案第64号、受付番号8番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

- ○議長(馬場 保君) ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。
 次に、受付番号9番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。吉田委員。
- ○委員(14番 吉田 良一君) 議席番号14番、吉田です。農地法第4条第1項の規定による 許可申請の受付番号9番について、申請人は、発電用施設用地への転用を計画されております。 申請地は、農振白地であり、10ヘクタール未満の生産性の低い農地の集団の区域内にあること から、第2種農地であると考えられます。農地法第4条第2項に該当するような事実は認められ ず、現地確認においても特に問題もありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考 えます。

以上です。

〇議長(馬場 保君) 受付番号9番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〇議長(馬場 保君) ご質疑がないようですので、議案第64号、受付番号9番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(馬場 保君) ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。 次に、日程第4、議案第65号農地法第5条第1項の規定よる許可申請についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

〇事務局 (大石 由紀子君)

(議案第65号について議案書をもとに説明)

これらの案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当するような事実はないと思われます。

以上です。

- ○議長(馬場 保君) 受付番号39番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。33番、渡邉委員。
- ○委員(33番 渡邉 茂徳君) 議席番号33番、渡邉です。農地法第5条第1項の規定による 許可申請の受付番号39番について、申請人は、農業用施設への転用を計画されております。申 請地は平成28年10月11日に農用地の用途変更がされており、10へクタール未満の生産性 の低い農地の集団の区域内にあることから、第2種農地であると考えられます。農地法第5条第 2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題もありませんでしたので、 許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

〇議長(馬場 保君) 受付番号39番について、ご質疑がありましたらお願いします。

[「なし」と言う者あり]

○議長(馬場 保君) ご質疑がないようですので、議案第65号、受付番号39番の転用申請を 認めることにご異議ありませんか。

- ○議長(馬場 保君) ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。 次に、受付番号40番について審議いたします。まず、地元委員の意見をお聞かせください。 内田委員。
- 〇委員(18番 内田 弘幸君) 議席番号18番、内田です。農地法第5条第1項の規定による 許可申請の受付番号40番について、申請人は、一般個人住宅への転用を計画されております。 申請地は農振白地であり、宅地に挟まれていることから第3種農地であると考えられます。農地 法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題もありません

でしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。 以上です。

○議長(馬場 保君) 受付番号40番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長(馬場 保君) ご質疑がないようですので、議案第65号、受付番号40番の転用申請を 認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

- ○議長(馬場 保君) ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。 次に、受付番号41番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。横田委員。
- ○委員(10番 横田 晴喜君) 議席番号10番、横田です。農地法第5条第1項の規定による 許可申請の受付番号41番について、申請人は一般個人住宅への転用を計画されております。申 請地は農振白地でありますが、おおむね10へクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある 農地であることから、第1種農地であると考えられますが、転用目的が一般個人住宅で、集落に 接続して設置されることから、例外的に許可をすることができる案件であると思われます。農地 法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題もありません でしたので、許可に当たって問題はないと考えます。

以上です。

○議長(馬場 保君) 受付番号41番について、ご質疑がありましたらお願いします。

[「なし」と言う者あり]

○議長(馬場 保君) ご質疑がないようですので、議案第65号、受付番号41番の転用申請を 認めることにご異議ありませんか。

- ○議長(馬場 保君) ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。
 次に、受付番号42番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。横田委員。
- ○委員(10番 横田 晴喜君) 議席番号10番、横田です。農地法第5条第1項の規定による 許可申請の受付番号42番について、申請人は発電用施設用地への転用を計画されております。 申請地は農振白地であり、水道、下水道が埋設されている道路の沿道の区域であり、かつ、おお むね500メートル以内に歯科医院、中学校があることから、第3種農地であると考えられます。 農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題もありま せんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長(馬場 保君) 受付番号42番について、ご質疑がありましたらお願いします。

[「なし」と言う者あり]

○議長(馬場 保君) ご質疑がないようですので、議案第65号、受付番号42番の転用申請を 認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

- ○議長(馬場 保君) ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。 次に、受付番号43番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。横田委員。
- ○委員(10番 横田 晴喜君) 議席番号10番、横田です。農地法第5条第1項の規定による 許可申請の受付番号43番について、申請人は、一般個人住宅への転用を計画されております。 申請地は農振白地であり、水道、下水道が埋設されている道路の沿道の区域であり、かつ、おお むね500メートル以内に歯科医院、中学校があることから、第3種農地であると考えられます。 農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題もありま せんでしたので、許可に当たって問題はないと考えます。

以上です。

○議長(馬場 保君) 受付番号43番について、ご質疑がありましたらお願いします。

[「なし」と言う者あり]

○議長(馬場 保君) ご質疑がないようですので、議案第65号、受付番号43番の転用申請を 認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

- ○議長(馬場 保君) ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。
 次に、受付番号44番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。草野委員。
- ○委員(24番 草野 定君) 議席番号24番、草野です。農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号44番について、申請人は一般個人住宅への転用を計画されております。申請地は、平成28年9月12日に農振除外がされております。おおむね10~クタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地であると考えられますが、転用目的が一般個人住宅で、集落に接続して設置されることから、例外的に許可をすることができる案件であると思われます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題はありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長(馬場 保君) 受付番号44番について、ご質疑がありましたらお願いします。

[「なし」と言う者あり]

○議長(馬場 保君) ご質疑がないようですので、議案第65号、受付番号44番の転用申請を 認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(馬場 保君) ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。 次に、日程第5、議案第66号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の 決定についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

〇事務局(大石 由紀子君)

(議案第66号について議案書をもとに説明)

本計画案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合する適正な計画であると思われます。

以上です。

○議長(馬場 保君) 議案第66号に対する質疑を見開き2ページごとに行います。15ページ、41番から44番は所有権移転による案件、45番から16ページ、49番は農地中間管理機構への貸し付けによる案件です。

まず10ページについて、ご質疑ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

O議長(馬場 保君) 次に、11ページから12ページについて、ご質疑ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

O議長(馬場 保君) 次に、13ページから14ページについて、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

O議長(馬場 保君) 次に、15ページから16ページについて、ご質疑ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

〇議長(馬場 保君) ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りいたします。議案第66号は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な 計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

〇議長(馬場 保君) ご異議なしと認め、農用地利用集積計画を決定することとします。

次に、日程第6、議案第67号農業経営基盤強化促進法第15条に基づく農業委員会による農 用地の利用関係の調整に関する手続き規程に基づく調整委員の指名についてを議題とします。事 務局、議案事項の説明を求めます。

〇事務局(大石 由紀子君)

(議案第67号について議案書をもとに説明)

- **〇議長(馬場 保君)** 受付番号5番についての調整委員の指名でございますが、どなたが適任で しょうか。渡邉委員。
- ○委員(33番 渡邉 茂徳君) 議席番号33番、渡邉です。本案件については、農地の所在を 考慮し、地区調査会での協議の結果、15番、平野委員と35番、小筏委員を推薦します。 以上です。
- ○議長(馬場 保君) ただいま、33番、渡邉委員より、15番、平野委員と35番、小筏委員 の推薦がありましたが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(馬場 保君) ご異議なしと認め、議案第67号、受付番号5番につきましては、15番、 平野委員と、35番、小筏委員を指名することといたします。調整委員に指名された両委員には、 部会後、通知により報告いたします。

次に、日程第7、議案第68号農用地利用配分計画(案)に係る意見聴取についてを議題とします。

本案件につきましては、大島委員、横田委員、内田委員、松尾委員、私、馬場が関係者ですので、農業委員会等に関する法律第24条第2項の規定により退席をお願いいたします。ここで、本田委員に議長の交代をいたします。

〔大島委員、横田委員、松尾委員、内田委員、馬場委員 退場〕

- ○議長代理(本田 岩勝君) 議長がかわりましたので、よろしくお願いします。 事務局、議案事項の説明を求めます。
- 〇事務局(大石 由紀子君)

(議案第68号について議案書をもとに説明)

本計画案は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく適正な計画であると思われます。以上です。

○議長代理(本田 岩勝君) 議案第68号に対する質疑を一括で行いますので、ご質疑がある場合は、ページ番号と整理番号をお願いします。ご質疑ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長代理(本田 岩勝君) ご質疑がないようですので、議案第68号農用地利用配分計画 (案)については、特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長代理(本田 岩勝君) ご異議ないようですので、議案第68号につきましては、特に異議

なしと回答することに決定しました。

ここで、大島委員、横田委員、松尾委員、内田委員、馬場委員の5名の入室を求めます。

〔大島委員、横田委員、松尾委員、内田委員、馬場委員 入場〕

- **○議長代理(本田 岩勝君)** 満場一致で了解してもらいましたので報告いたします。 ここで議長の交代をいたします。
- ○議長(馬場 保君) 次に、日程第8、議案第69号土地改良事業に参加する資格についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。
- 〇事務局 (大石 由紀子君)

(議案第69号について議案書をもとに説明)

- ○議長(馬場 保君) まず、宮田地区農業競争力強化基盤整備事業について、地元委員の意見を お聞かせください。14番、吉田委員。
- ○委員(14番 吉田 良一君) 議席番号14番、吉田です。土地改良事業に参加する資格について、現地調査会の際、農漁村整備課の立ち会いのもと、事業の概況について説明を受けました。現地確認においても、特に問題はありませんでしたので、土地改良事業に参加する資格の承認に当たって、何ら問題はないと考えます。

以上です。

- ○議長(馬場 保君) 113ページから121ページまででございます。各委員さん、ご質疑がありましたらお願いします。川内委員。
- **〇委員(36番 川内 幸徳君)** 36番、川内です。事業名を聞きたいのですが、農業競争力強 化基盤整備事業って、どういう意味ですか。
- ○議長(馬場 保君) 事務局よろしいですか。説明をお願いします。
- ○課長補佐(増富 浩彦君) 済みません、私も勉強不足でわからないのですが、恐らく補助金の 出るところの事業名。いろんな事業が、多分、土地改良の事業の中にあってから、どの補助金を 使うかでその事業名が変わってくるのではないのかな。どれを使うかで違ってくるのではないか なというのはありますが、ちょっと後で確認をしておきます。
- ○議長(馬場 保君) ほかにご質疑ございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長(馬場 保君) ほかにご質疑がないようですので、議案第69号、宮田地区農業競争力強 化基盤整備事業に参加する資格の承認に当たって、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(馬場 保君) ご異議ないようですので、ただいまの審議のとおり承認することに決定しました。

次に、中牟田地区農村地域防災減災事業について、地元委員の意見をお聞かせください。 14 番、吉田委員。

○委員(14番 吉田 良一君) 議席番号14番、吉田です。土地改良事業に参加する資格について、現地調査会の際、農漁村整備課の立ち会いのもと、事業の概況について説明を受けました。 現地確認においても、特に問題はありませんでしたので、土地改良事業に参加する資格の承認に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

- ○議長(馬場 保君) 122ページでございます。各委員さん、ご質疑がありましたらお願いします。森崎委員。
- **〇委員(16番 森﨑 茂徳君)** 122ページの3番の方は、諫早から耕作しに来られているんですか。耕作者が諫早市の方ですけれども。
- ○議長(馬場 保君) 事務局、説明をお願いします。
- ○課長補佐(増富 浩彦君) この中牟田地区のこの整備事業、ちょっとほかの2件と、性質が違いまして、河川の補修工事が主な事業で、とりあえず所有者さん、水利権者を耕作者として、3 条資格の証明ということでお願いされております。
- **〇委員(16番 森﨑 茂徳君)** そういう、耕作者じゃなくてもいいわけですか。
- **〇課長補佐(増富 浩彦君)** 基本、耕作者なんですけれども。
- **〇委員(16番 森﨑 茂徳君)** 諫早市の人だから、耕作されているのかなと思ったんですが。
- 〇課長補佐(増富 浩彦君) 基本、耕作されております。
- ○委員(16番 森崎 茂徳君) 諫早市から来て。わかりました。
- ○議長(馬場 保君) ほかにご質疑はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長(馬場 保君) ほかにご質疑がないようですので、議案第69号、中牟田地区農村地域防 災減災事業に参加する資格の承認に当たって、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(馬場 保君) ご異議ないようですので、ただいまの審議のとおり承認することに決定しました。

次に桃山田地区農業競争力強化基盤整備事業について、地元委員の意見をお聞かせください。 3番、大島委員。

○委員(3番 大島 忠保君) 議席番号3番、大島です。土地改良事業に参加する資格について、 現地調査会の際、農漁村整備課の立ち会いのもと、事業の概況について説明を受けました。現地 確認においても、特に問題はありませんでしたので、土地改良事業に参加する資格の承認に当た って何ら問題はないと考えます。

以上です。

- ○議長(馬場 保君) 123ページから133ページでございます。各委員さん、ご質疑がありましたらお願いします。森崎委員。
- **○委員(16番 森崎 茂徳君)** 124ページの7番、直塚氏は、農地の返還を2~3年前から 求めておられるのですが、その様な農地でも土地改良法の3条資格は与えられるんですか。
- ○議長(馬場 保君) 事務局、説明をお願いします。
- **○課長補佐(増富 浩彦君)** これが、さっき説明しようかと思ったんですけれども、今現在、直塚さんから農地は借りています。農業委員会の台帳で、耕作者は荒木さんになっています。
- ○委員(16番 森崎 茂徳君) 何年までなっていますか。
- **○課長補佐(増富 浩彦君)** そこまではちょっと、今現在は結んである状態で、3条資格が荒木 さんにあるということで、直塚さんがこの事業に参加する同意は後で多分求められると思います ので、そのときに同意しないということはあると思います。
- ○委員(16番 森﨑 茂徳君) わかりました。
- ○議長(馬場 保君) ほかにご質疑はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長(馬場 保君) ほかにご質疑がないようですので、議案第69号、桃山田地区農業競争力強化基盤整備事業に参加する資格の承認に当たって、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

〇議長(馬場 保君) ご異議ないようですので、ただいまの審議のとおり承認することに決定しました。

お諮りします。本農地部会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理 を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(馬場 保君) ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、本日の議事は全て終了しました。どうもありがとうございました。

午後3時13分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年11月 7日

議長

署名委員

署名委員